

## 基本施策Ⅱ-4

### 高齢者が暮らしやすい住まい・まちづくりの推進

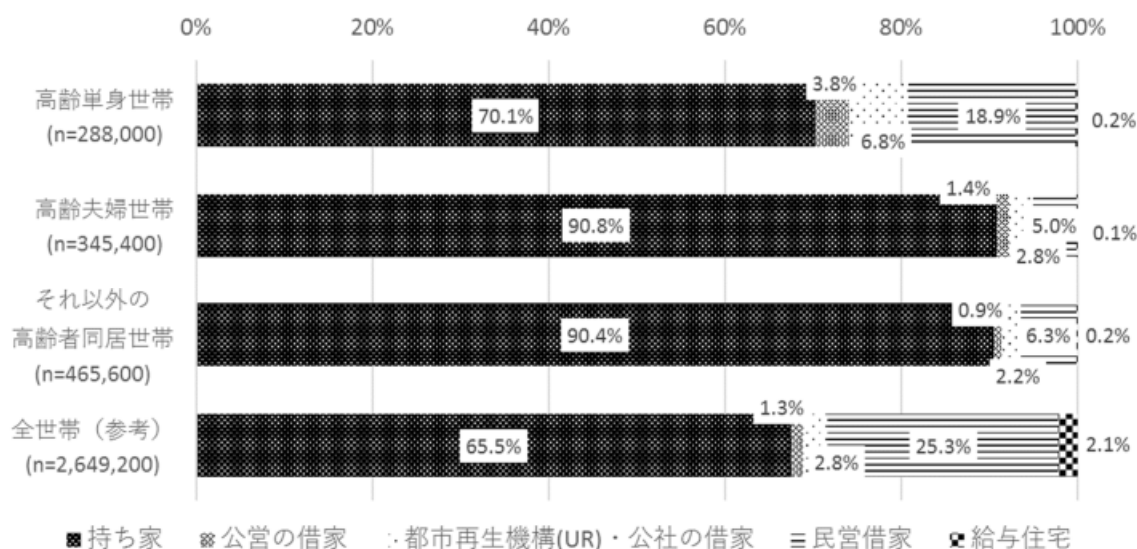
趣旨 心身や世帯等の状況に応じた住まいづくりやバリアフリーに配慮したまちづくりを推進します

#### 現状

##### 【住まい】

- 住まいは、生活を支える基盤であり、生きていく上で欠かすことができない大変重要な役割を担っています。
- 本県における高齢者の住まいの状況を見ると、高齢者のいる世帯の多くは持ち家に居住しています。また、一人暮らしの高齢者の約2割は民営の借家に居住しています。(図 3-2-4-1)

図 3-2-4-1 高齢者の住宅の所有関係 (千葉県)



※平成30年住宅・土地統計調査より

- 高齢者が生き生きと安全に安心して暮らせるよう、高齢者への配慮がなされた住まいの供給を図るため、第4次千葉県住生活基本計画(目標4(千葉県高齢者居住安定確保計画))において整備目標を設定しています。(表 3-2-4-2)

表 3-2-4-2 千葉県高齢者居住安定確保計画における目標

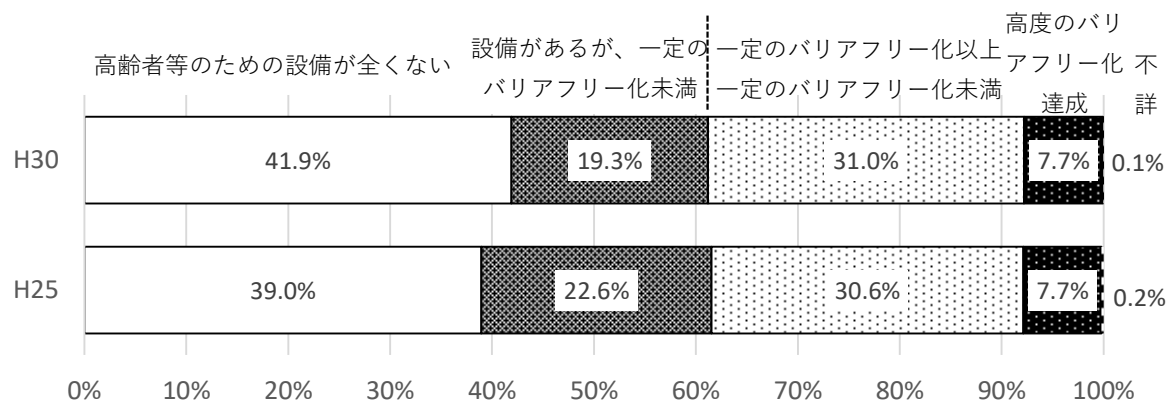
	【現状】(R4)	【目標値】(R12)
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.7%	→ 3.5%

※高齢者向け住宅は、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、サービス付き高齢者向け住宅とする。

- 平成30年の「住宅・土地統計調査」によると高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー化（※）がされている住宅の割合は38.7%ある一方で、またぎやすい高さの浴槽などの高齢者等のための設備のない住宅の割合は41.9%にのぼります。（図3-2-4-3）

（※）一定のバリアフリー化：2か所以上の手すり設置又は屋内の段差解消のいずれかを満たすもの

図3-2-4-3 高齢者等のための設備状況（千葉県）

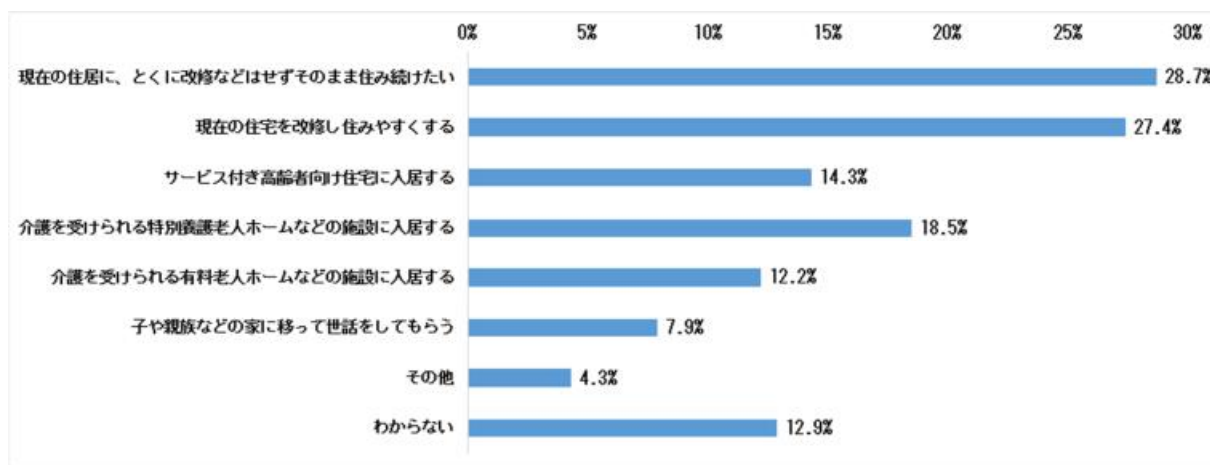


※総務省「住宅・土地統計調査」（平成25年、平成30年）より

- 多くの人が、介護が必要になってもそのまま、又は改修をして、自宅に住み続けたいと考えている一方で、介護が必要になったときには特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの高齢者施設や、サービス付き高齢者向け住宅に住替えたいと望む人もいます。（図3-2-4-4）

図3-2-4-4 「身体が虚弱化した時に住みたい住宅（全国）」

(n = 1,870)



※内閣府：高齢者の住宅と生活環境に関する調査（H30）

【まちづくり】

- 高齢者等が安全で安心な日常生活や社会参加ができるよう、住まい、公共交通機関、施設などさまざまな場所において、バリアフリーに配慮したまちづくりが進められています。
- 本県鉄軌道駅の段差解消への対応状況は、総駅数に対し 69.4%であり、1日当たりの平均利用者数 3千人以上の駅においては 95.7%の達成率となっています。(表 3-2-4-5)

表 3-2-4-5 鉄軌道駅の段差解消への対応状況 (千葉県)

総駅数	353
1日当たりの平均利用者数が3千人以上の駅数 A	207
段差が解消されている駅	245
うち3千人以上の駅数 B	203
3千人以上の駅に対する割合 B/A	98.1%
移動等円滑化基準第4条及び18条の2に適合している設備により段差が解消されている駅	240
うち3千人以上の駅数 C	198
3千人以上の駅に対する割合 C/A	95.7%

※令和4年3月31日現在 国土交通省ホームページより

- バリアフリー法の移動等円滑化基準に適合する、床面の地上面からの高さが概ね 30cm 以下である「ノンステップバス」について、本県での乗合バスにおける導入状況は、対象車両数に対し 72.4%の導入率となっています。(表 3-2-4-6)

表 3-2-4-6 県内乗合バスのノンステップバス導入状況 (千葉県)

総車両数	2,610 台
対象車両数	2,142 台
うち、ノンステップバス車両数	1,550 台
対象車両数比	72.4%

(注)「対象車両数」は、乗合バス総車両数から移動円滑化基準適用除外認定を受けた車両を除いた数とする。

※令和5年3月31日現在 県調査による

- 高齢者等が日ごろの主な外出先ごとの移動に関する不便さを感じる割合をみると、「日ごろの買い物」や「医療機関」において、「非常に不便に感じる」と「やや不便に感じる」を合わせて「不便に感じる」割合が25%超となっています。(表3-2-4-7)

表3-2-4-7 外出先の移動の不便さ(千葉県・高齢者)

	回答数	不便に感じる			不便に感じない			該当なし (行かない)
		非常に不便に感じる	やや不便に感じる		あまり不便に感じない	全く不便に感じない		
① 日ごろの買い物	4,881	25.4%	8.8%	16.6%	68.4%	46.5%	21.9%	6.2%
② 医療機関 (病院・診療所)	4,806	26.1%	8.7%	17.4%	68.3%	46.4%	21.9%	5.6%
③ 介護・福祉施設	4,062	3.5%	1.1%	2.4%	12.9%	7.6%	5.3%	83.7%
④ 金融機関 (郵便局・銀行)	4,732	17.3%	5.1%	12.2%	73.3%	48.0%	25.3%	9.4%
⑤ 公共施設 (役所・公民館等)	4,610	17.4%	5.9%	11.5%	66.3%	44.7%	21.6%	16.3%
⑥ 趣味・習い事	4,343	6.5%	2.0%	4.5%	39.4%	24.8%	14.6%	54.0%
平均		16.5%	5.4%	11.1%	56.1%	37.2%	18.8%	27.4%

※「千葉県移動困難者調査・対策事業業務取りまとめ報告書(平成31年3月)」

- 高齢者の外出手段について、「日ごろの買い物の移動の手段」をみると、都市部（高齢化団地）では「自動車・バイク（自分で運転）」「家族・近所の車に同乗、送迎」を合わせた割合が約4割に対し、地方部では約8割になりました。また、「医療機関への移動の手段」については、「日ごろの買い物の移動手段」に比べると公共交通機関の割合が高い傾向にあります。（表3-2-4-8、3-2-4-9）

表3-2-4-8 日ごろの買い物の移動の手段（千葉県・高齢者）

	都市部	地方部
回答数	1,232	4,536
自動車・バイク（自分で運転）	35.8%	59.9%
家族・近所の車に同乗、送迎	7.5%	19.7%
徒歩	49.2%	13.4%
自転車	18.0%	9.3%
バス	20.3%	3.4%
電車	6.3%	1.4%
タクシー	1.2%	1.7%
その他送迎等	2.1%	0.6%
その他	0.8%	1.2%
該当なし（行かない）	2.4%	3.7%

※「千葉県移動困難者調査・対策事業業務取りまとめ報告書（平成31年3月）」

表3-2-4-9 医療機関への移動の手段（千葉県・高齢者）

	都市部	地方部
回答数	1,235	4,566
自動車・バイク（自分で運転）	32.4%	56.3%
家族・近所の車に同乗、送迎	7.8%	22.6%
徒歩	31.9%	11.0%
自転車	10.2%	5.8%
バス	29.6%	6.7%
電車	15.8%	4.9%
タクシー	4.9%	3.7%
その他送迎等	5.7%	2.0%
その他	1.2%	0.9%
該当なし（行かない）	3.1%	1.9%

※「千葉県移動困難者調査・対策事業業務取りまとめ報告書」

- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、路線バスの利用者数・営業収入は大きく減少しています。回復傾向にあるものの、コロナ前の水準には戻っておらず、厳しい経営状況にあるため、不採算路線の撤退が進み、高齢者等の移動手段の減少が懸念されます。(表 3-2-4-10)

表 3-2-4-10 県内バス事業の年度別実績推移 (千葉県)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業者数	46	47	48
輸送人員(千人)	213,903	151,593	170,186
営業収入(千円)	33,731,855	25,108,802	28,274,291

※国土交通省関東運輸局統計資料より加工

- 人口減少や高齢化などを背景とした利用者数の減少等に伴い、路線バス廃止後の地域住民の足として、市町村が主体となり運行する、コミュニティバスやデマンド型交通の導入が広がっています。(表 3-2-4-11)

表 3-2-4-11 コミュニティバス・デマンド型交通の運行状況 (千葉県)

コミュニティバスの運行	デマンド型交通の運行
40 市町、152 路線	23 市町、33 区域

※令和3年度末現在(県内における地域公共交通の現況)

- 県内各市町村において、高齢者等の移動支援サービスとして、バス・タクシーの運賃割引やコミュニティバスの運行など、高齢者等の外出に資する取組を行っています。(表 3-2-4-12)

表 3-2-4-12 移動支援サービス等の取組市町村数 (千葉県)

移送外出支援	福祉カー貸出	タクシー運賃割引	バス運賃割引	コミュニティバス運行
38	41	53	15	43

※令和4年度 市町村における高齢者福祉施策実施状況調査

課題

【住まい・住宅】

- 高齢者が安心して住み続けるためには、本人の意向により住まいが選択され、特性や心身の状況など、高齢者個々人の状況に応じて、本人の希望にかなった多様な住まいを確保していくことが重要です。
- 高齢者や低額所得者、障害者などの住宅確保要配慮者の入居については、居室内での死亡事故等に対する不安から、拒否感を有している賃貸人もいるため、高齢者が地域で安心して暮らすために、住まいを円滑に確保できる環境の整備が求められています。
- 高齢者が住み慣れた住宅などに安心して住み続けることができるよう、住宅のバリアフリー化の更なる普及促進が必要です。
- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設のほか、サービス付き高齢者向け住宅など、高齢期の特性や心身の状況といった個別の事情に応じた多様な住まいの確保や、各まちづくり計画を踏まえた整備が必要です。
- 特別養護老人ホームの入所待機者数は依然 1 万人を超えていることから、引き続き計画的に整備を進めるとともに、これを支える介護人材の確保も必要です。また、県内東部や南部においては、今後高齢者の減少が見込まれる市町村もあることから、地域の実情に応じた整備が必要です。
- 養護老人ホームは、近年入所率が低下傾向にありますが、生活環境及び経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者のセーフティネットとしての重要な機能を担っています。また、虐待被害など多様な問題を抱える高齢者が増加していることから、こうした高齢者の受け皿としての役割も求められています。
- 軽費老人ホームの入所率は概ね横ばいですが、身体機能の低下等により自立した生活を営むことに不安がある高齢者が低額で入居できる「住まい」としての役割が引き続き求められています。
- 有料老人ホームは、自立した人から要支援、要介護の人まで、想定される入居対象者は施設ごとに異なりますが、入居者が生き生きと安全に安心して暮らせるよう質の確保を図っていくことが必要です。

- サービス付き高齢者向け住宅の種類は様々であり、特にオプションで食事提供・入浴等の介護を行う住宅や高齢者生活支援施設が併設された住宅、医療機関・介護サービス事業所等と連携している住宅が増加しています。入居者が自らの心身の状況に応じたサービスを受け、安心して長く住むことのできるような住宅を選択する判断材料につなげるため、運営情報の公開を促進することが必要です。

【まちづくり】

- 高齢者等が安全・安心な日常生活や社会参加ができるよう、あらゆる場所において、バリアフリーにより一層配慮したまちづくりが求められます。
- 外出や移動に困難をきたす高齢者にとって、バスやタクシー等の公共交通は日常生活における移動手段として極めて重要であるため、これらの移動手段を維持・確保することが必要です。
- 日ごろの買い物に不便さを感じる、いわゆる買い物弱者となっている高齢者が、都市部・地方部を問わず一定数いるため、高齢者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた多様な主体の参画による支援が求められます。

取組の基本方針

① 多様な住まいのニーズへの対応

- 多様な主体との連携強化を図り、高齢期の心身状況に合った住まいへスムーズに住み替えられる環境づくりに取り組みます。
- 高齢者が地域に住み続けることができるよう、資金の貸付制度を促進します。

取組	概要
民間賃貸住宅への入居支援 (住宅課)	高齢者等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録や居住支援法人の指定を行うほか、住まい探しをサポートする不動産店を登録し、インターネット等で広く情報提供していきます。 また、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「千葉県すまいづくり協議会居住支援部会」において、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等について協議を行います。



不動産担保型生活資金制度の促進 (健康福祉指導課)	住み慣れた自宅に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保に生活資金の貸付けを行う制度の促進を図ります。
------------------------------	--

## ② 自立や介護に配慮した住宅の整備促進

- 自立した生活を送りやすい住宅や、介護を受けやすい住宅、住宅型有料老人ホームなどの情報を提供するとともに、バリアフリー改修の必要性について普及啓発に努めます。
  
- 県営住宅のバリアフリー化を進めます。
  
- 将来介護を必要とする状態になっても住み続けることができる、より良質なサービス付き高齢者向け住宅の供給を図ります。

取組	概要
住宅リフォームの促進 (住宅課)	建築関係団体及び庁内関係課による「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」とともに、住宅リフォームに関する情報提供や講習会及び相談会等を実施し、安心してリフォームを行える環境を整備します。
住まいの相談 (高齢者福祉課)	「千葉県福祉ふれあいプラザ」で、高齢者の住まいについて専門相談員が相談に応じます。
耐震改修に関する相談 (建築指導課)	高齢者をはじめとした全ての県民が住み慣れた住宅に住み続け、安全・安心で快適な生活を送るために、「わが家の耐震相談会」を実施し、住宅の耐震性に関する相談への対応や耐震改修の必要性についての普及・啓発に努めます。
県営住宅の整備 (住宅課)	県営住宅では、高齢者等配慮のため、浴室・便所等への手すりの設置や段差解消等のバリアフリー化を図ります。
サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 (住宅課)	高齢期の特性や心身の状況に応じた多様な住まいの確保のため、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。
サービス付き高齢者向け住宅の情報公開 (住宅課)	登録された住宅の情報をインターネット等で広く提供し周知するとともに、入居者が自らの心身の状況に応じた住宅を選択できるよう、事業者運営情報の公開等を指導します

住宅型有料老人ホームの 情報公開 （高齢者福祉課）	千葉県内の住宅型有料老人ホームについて、入居者が自らの心身の状況等に応じた施設を選択できるように、施設名、所在地、電話番号、施設までの交通手段及び重要事項説明書等の情報をホームページにおいて公開しています。
サービス付き高齢者向け住宅の 指導 （住宅課）	サービス付き高齢者向け住宅に対して立入検査を行い、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」、「千葉県サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する指導指針」等に基づき、構造、設備、サービス提供体制等について、適切に指導します。
有料老人ホームの指導 （高齢者福祉課）	有料老人ホームに対して立入検査を行い、「千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき、管理運営状況等について適切に指導します。
サービス付き高齢者向け住宅の取得に係る不動産取得税の軽減 （税務課）	サービス付き高齢者向け住宅を新築した場合、一定の要件に該当すれば、住宅及び土地に係る不動産取得税の軽減制度を適用します。

### ③ 施設サービス基盤等の整備促進

- 広域型特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設については、地域における社会資源や高齢者のニーズを把握している市町村と連携して計画的に整備を進めていきます。
- 住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域密着型特別養護老人ホームや、認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービス基盤の整備を促進します。
- 養護老人ホーム、軽費老人ホームについては、今後も利用状況等を勘案し必要な定員数を確保します。

取組	概要
広域型特別養護老人ホームの開設支援 （再掲） （高齢者福祉課）	広域型特別養護老人ホーム（定員30名以上）の開設前の準備経費に対し助成します。

広域型特別養護老人ホームの整備促進 (再掲) (高齢者福祉課)	広域型特別養護老人ホーム(定員30名以上)の施設整備費に対し助成します。
介護老人保健施設の開設支援(再掲) (高齢者福祉課)	介護老人保健施設の開設前の準備経費に対し助成します。
地域密着型サービスの開設準備への支援 (再掲) (高齢者福祉課)	地域密着型サービス事業所が開設当初からの質の高いサービスを提供できるよう、開設前の準備経費に対し助成します。
地域密着型サービスの整備への支援(再掲) (高齢者福祉課)	地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の地域密着型サービスの整備に要する経費に対し助成します。

#### ④ 自立や介護に配慮した安全・安心なまちづくりの促進

- 千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者を含むすべての人が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、積極的に参加できる社会の構築を目指して、総合的な福祉のまちづくりを推進します。
- 買い物弱者を含め、外出時の移動手段の確保に困難をきたす高齢者を地域全体で支えていくための取組を促していきます。
- 公共交通機関のバリアフリー化を支援します。
- 歩道や建築物等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めます。

取組	概要
公共的施設等のバリアフリー情報の提供 (健康福祉指導課)	高齢者や障害者等が外出時に安心して様々な活動に参加できるように、公共的施設などのバリアフリー情報を掲載した「ちばバリアフリーマップ」に施設情報の追加・修正を行い、その充実を図ります。
鉄道駅バリアフリー設備整備促進 (交通計画課)	高齢者や障害者をはじめ、誰にでも利用しやすい駅とするため、市町村が行う駅バリアフリー設備の整備補助に要する経費に対して補助を行います。
持続可能な地域公共交通の確保支援事業 (交通計画課)	人口減少等による利用者の減少や運転手不足など、路線バスを取り巻く環境が厳しさを増す中、地域公共交通を持続可能なものとしていくため、市町村域を超えた広域の地域公共交通の見直しのための実態調査・実証運行などを行う市町村を支援します。

<p>千葉県バス対策地域協議会における生活交通の維持・確保に関する方策協議        (交通計画課)</p>	<p>県民の日常生活に欠くことのできないバス路線を中心とした生活交通の維持・確保方策を協議し、必要に応じて県補助金による当該路線の運行維持を図ります。</p>
<p>歩行空間のバリアフリー化の推進        (道路環境課)        (道路整備課)</p>	<p>歩行者の安全を確保するため「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づき、段差の縮小や勾配の緩和等、歩行空間のバリアフリー化を推進します。</p>
<p>建築物におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進        (建築指導課)</p>	<p>バリアフリー・ユニバーサルデザインによる建築物の整備を推進します。</p>
<p>県立都市公園の整備        (公園緑地課)</p>	<p>段差の解消など県立都市公園内のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を一層進めます。</p>